第百七十二条の十五第二項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産情報（当該特定暗号資産情報に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した日	第百七十二条の十五第二項において準用する同条第一項（第百七十二条の五第二項において準用する同条第一項に該当する事実のうち第百七十二条の十五第二項に掲げる事実の同条第一項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十二条の十六第一項に規定する特定暗号資産発行者	特定暗号資産定期情報（当該特定暗号資産定期情報に係る訂正特定暗号資産情報等を除く。）を公表すべき期限	第百七十二条の十六第一項又はこの条第十四項若しくは第十五項
第百七十二条の十六第二項又は第四項に規定する特定暗号資産発行者	重要な事項につき虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項に関する情報が欠けている特定暗号資産臨時情報を公表した日	第百七十二条の十六第二項において準用する同条第一項（第百七十二条の五第二項において準用する同条第一項に該当する事実のうち第百七十二条の十六第二項に掲げる事実の同条第一項において準用する同条第二項又は同条第三項において準用する同条第四項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十二条の十六第三項に規定する特定暗号資産発行者	特定暗号資産臨時情報（当該特定暗号資産臨時情報に係る訂正特定暗号資産情報等を除く。）を公表しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の十六第三項又はこの条第十四項若しくは第十五項
第百七十二条の十七第一項に規定する金融商品取引業者	直近の特定暗号資産情報等に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十七第一項
第百七十二条の十七第二項又は第三項に規定する金融商品取引業者	最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等を公表すべき期限	第百七十二条の十七第二項又は第三項
第百七十二条の十八第一項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある直近の特定暗号資産情報等（当該直近の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十八第一項又はこの条第十一項（第百七十二条の八に掲げる事実のうち第百七十二条の十八第一項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十二条の十八第二項又は第三項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等（当該最初の特定暗号資産情報又は最新の特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。）を公表した日	第百七十二条の十八第二項若しくは第十一項（第百七十二条の八に掲げる事実のうち第百七十二条の十八第二項に該当する事実があると認める場合に限る。）

第百七十二条の十九第一項に規定する金融商品取引業者	第百七十二条の十九第一項に規定する暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十九第一項又はこの条第十六項若しくは第十七項
第百七十二条の十九第二項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報（当該暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）に係る暗号資産の暗号資産売買等業務を開始した日	第百七十二条の十九第二項又はこの条第十六項若しくは第十七項（第百七十二条の十九第二項に掲げる事実のうち第百七十二条の十九第二項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十二条の十九第三項又は第五項に規定する金融商品取引業者	暗号資産情報又は暗号資産臨時情報を公表しなければならない事由が生じた日	第百七十二条の十九第三項若しくは第五項において準用する同条第一項又はこの条第十六項若しくは第十七項
第百七十二条の十九第四項又は第六項に規定する金融商品取引業者	重要な事項につき虚偽の情報がある暗号資産情報又は暗号資産臨時情報（当該暗号資産情報に係る訂正暗号資産情報等を含む。）を公表した日	第百七十二条の十九第四項若しくは第六項において準用する同条第一項又はこの条第十六項若しくは第十七項（第百七十二条の十九第四項又は第六項において準用する同条第二項に掲げる事実の同条第一項に該当する事実があると認める場合に限る。）
第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者	第百七十四条の二の二第一項に規定する違反行為が開始された日	第百七十四条の二の二第一項
第百七十五条の三第一項に規定する者、同条第二項に規定する者、同条第三項に規定する者、同条第十二項に規定する特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。以下この表において同じ。）が行われた日又は同条第十三項に規定する金融商品取引業者	対象特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。以下この表において同じ。）が行われた日、対象暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等が行われた日	第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第百七十二条の十八第一項に掲げる事実があると認める場合に限る。）

第百八十五条の七第十七項の表第百七十四条の二第一項に規定する違反者の項の次に次のように加える。

第百八十五条の七第十七項の表第百七十五条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等の項中「同条第九項」を「同条第十項」に、「前項」を「この条第二十二項」に改め、同表第百七十五条の二第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等の項中「同条第十三項に」を「同条第十四項に」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項若しくは第十四項」を「同条第十四項若しくは第十五項」に、「この条第十四項若しくは第十五項」を「この条第十八項若しくは第十九項」に改め、同表に次のように加える。	
第百七十四条の二の二第一項に規定する違反者	第百七十四条の二の二第一項
第百七十五条の三第一項に規定する者、同条第二項に規定する者、同条第三項に規定する者、同条第十二項に規定する特定暗号資産等に係る売買等（第百七十一条の七第一項に規定する売買等をいう。以下この表において同じ。）が行われた日又は同条第十三項に規定する金融商品取引業者	第百七十五条の三第一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第百七十二条の十八第一項に掲げる事実があると認める場合に限る。）